

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福井大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

役員給与規程の改正(施行日:平成21年12月1日)
常勤役員の報酬月額について、0.3%減額
期末特別手当について12月期を0.10月分減額
給与の較差相当分を12月期の期末特別手当で減額調整

理事

役員給与規程の改正(施行日:平成21年12月1日)
常勤役員の報酬月額について、0.3%減額
期末特別手当について12月期を0.10月分減額
給与の較差相当分を12月期の期末特別手当で減額調整

理事(非常勤)

改定なし

監事

役員給与規程の改正(施行日:平成21年12月1日)
常勤役員の報酬月額について、0.3%減額
期末特別手当について12月期を0.10月分減額
給与の較差相当分を12月期の期末特別手当で減額調整

監事(非常勤)

改定なし

注: 上記の改定は、何れも平成21年4月1日からの適用とした。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,376	千円 11,891	千円 4,460	千円 24 (通勤手当)			
A理事	千円 14,237	千円 10,083	千円 3,782	千円 348 (単身赴任手当) 24 (通勤手当)			
B理事	千円 13,865	千円 10,083	千円 3,782	千円		3月31日	
C理事	千円 13,912	千円 10,083	千円 3,782	千円 46 (通勤手当)			*
D理事 (非常勤)	千円 898	千円 888	千円	千円 10 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	千円 896	千円 888	千円	千円 8 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	千円 888	千円 888	千円	千円			※
A監事	千円 12,043	千円 8,710	千円 3,267	千円 65 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 893	千円 888	千円	千円 5 (通勤手当)			

注:1. 総額, 各内訳について千円未満切り捨てのため, 総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

2. 「前職」欄の「*」は、退職公務員、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
B理事	千円 3,780 (53,545)	年 月 3 0 (35) (0)	H22.3.31	—	本学の役員退職手当規程第8条第2項の規程に基づき、役員在職期間中の業績に応じ、増減額はなしと決定した。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:B理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇 格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇 給	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

〔 ・若手・中堅医師の人材確保による初任給調整手当の増額(施行日:平成21年4月1日)
 ・附属学校教員の給与見直しに伴う義務教育等教員特別手当の減額及び特殊勤務手当(教員特殊業務手当及び教育実習等指導手当)の増額(施行日:平成21年4月1日)
 ・職員給与規程等の改正(施行日:平成21年5月29日)
 平成21年6月期支給の期末・勤勉手当について0.2月分を減額
 ・職員給与規程等の改正(施行日:平成21年12月1日)
 平成21年12月期支給の期末・勤勉手当について0.15月分を減額
 本給月額について、0.2%(平均改定率)減額
 住居手当について、新築・購入後5年間、月額2,500円を廃止 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1254	歳 43.1	千円 6,446	千円 4,757	千円 52	千円 1,689
事務・技術	人 254	歳 46.2	千円 5,857	千円 4,327	千円 73	千円 1,530
教育職種 (大学教員)	人 481	歳 48.4	千円 8,419	千円 6,177	千円 40	千円 2,242
医療職種 (病院看護師)	人 344	歳 34.5	千円 4,568	千円 3,401	千円 52	千円 1,167
技能・労務職種	人 27	歳 49.3	千円 5,284	千円 3,936	千円 76	千円 1,348
教育職種 (附属高校教員)	人 21	歳 46.5	千円 7,397	千円 5,509	千円 68	千円 1,888
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 33	歳 43.4	千円 6,818	千円 5,076	千円 36	千円 1,742
医療職種 (病院医療技術職員)	人 94	歳 36.8	千円 4,810	千円 3,578	千円 58	千円 1,232

<常勤職員について>

注:1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

2. 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

3. 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

4. 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

<在外職員・任期付職員・再任用職員について>

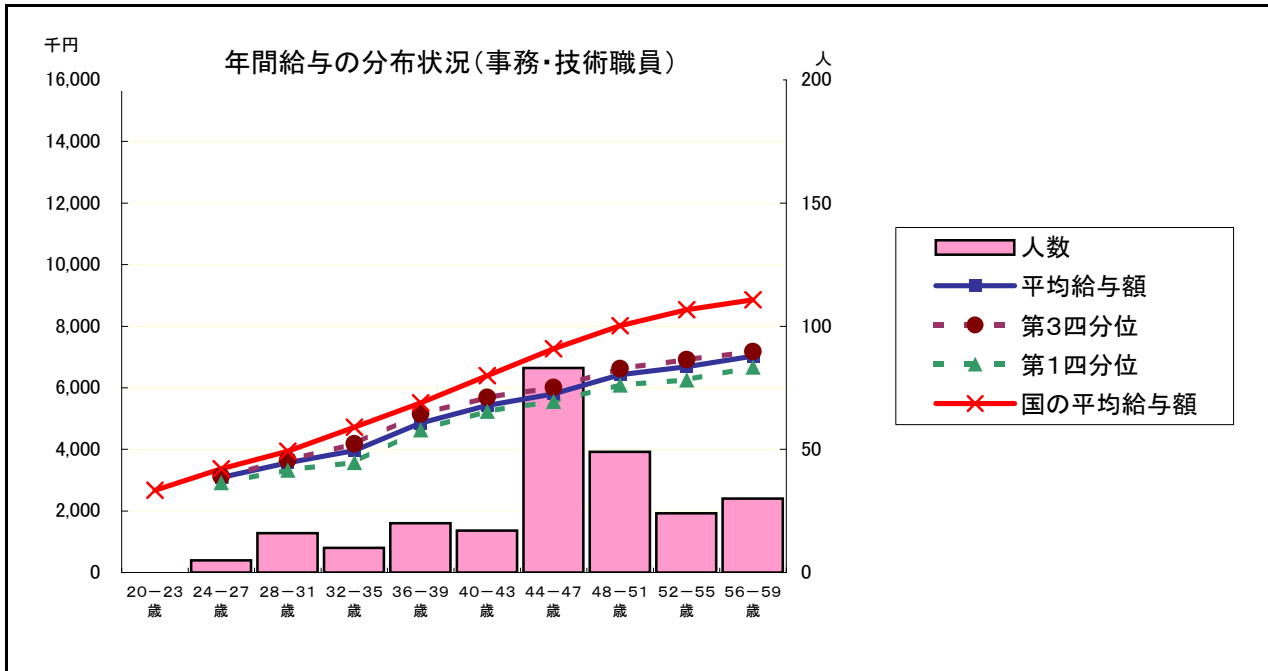
在外職員・任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 77	歳 33.7	千円 3,308	千円 2,988	千円 33	千円 320
事務・技術	人 9	歳 50.5	千円 3,397	千円 2,591	千円 97	千円 806
医療職種 (病院医師)	人 54	歳 28.4	千円 2,975	千円 2,953	千円 16	千円 22
医療職種 (病院看護師)	人 14	歳 43.8	千円 4,536	千円 3,379	千円 61	千円 1,157

注1. 以下の職種は、該当者がいないため表を省略した。

・教育職種(大学教員)

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。〕



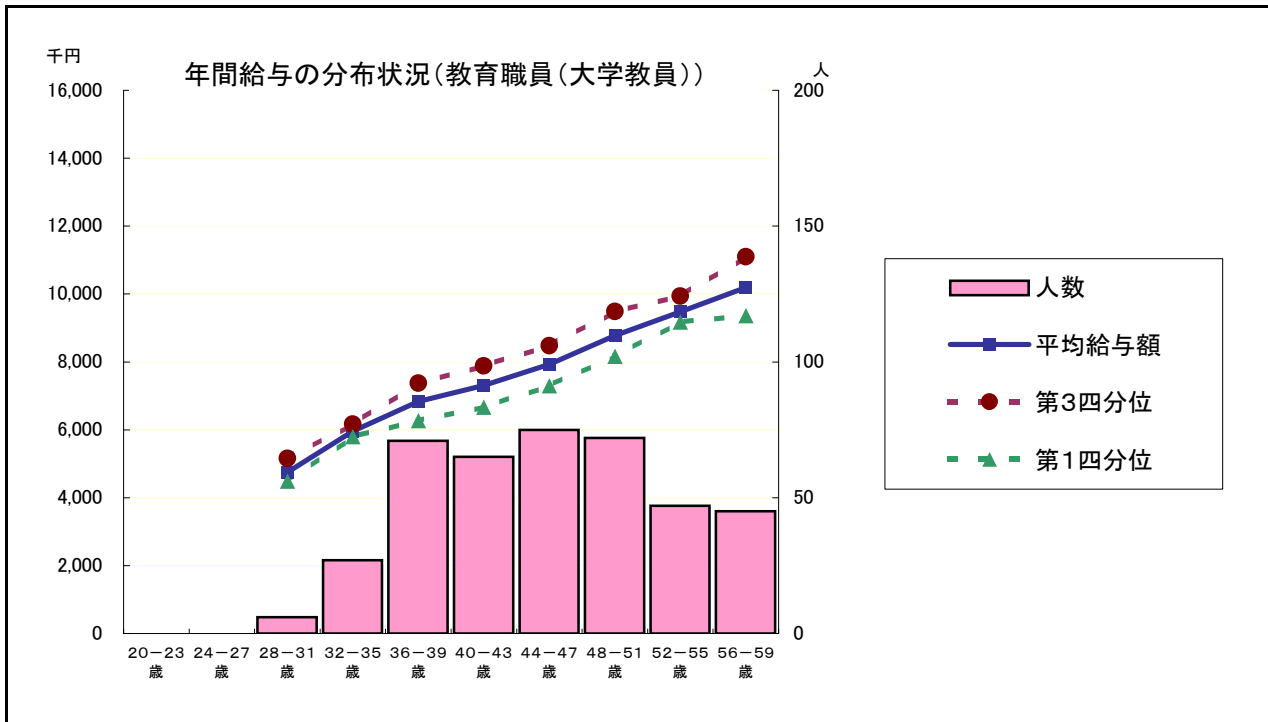
注: 1. ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	56.5	-	-	-
課長	14	54.2	7,174	7,850	8,452
課長補佐	26	52.6	6,414	6,756	7,061
係長	121	49.0	5,738	6,099	6,365
主任	61	43.1	4,891	5,239	5,524
係員	31	32.1	3,328	3,728	4,017

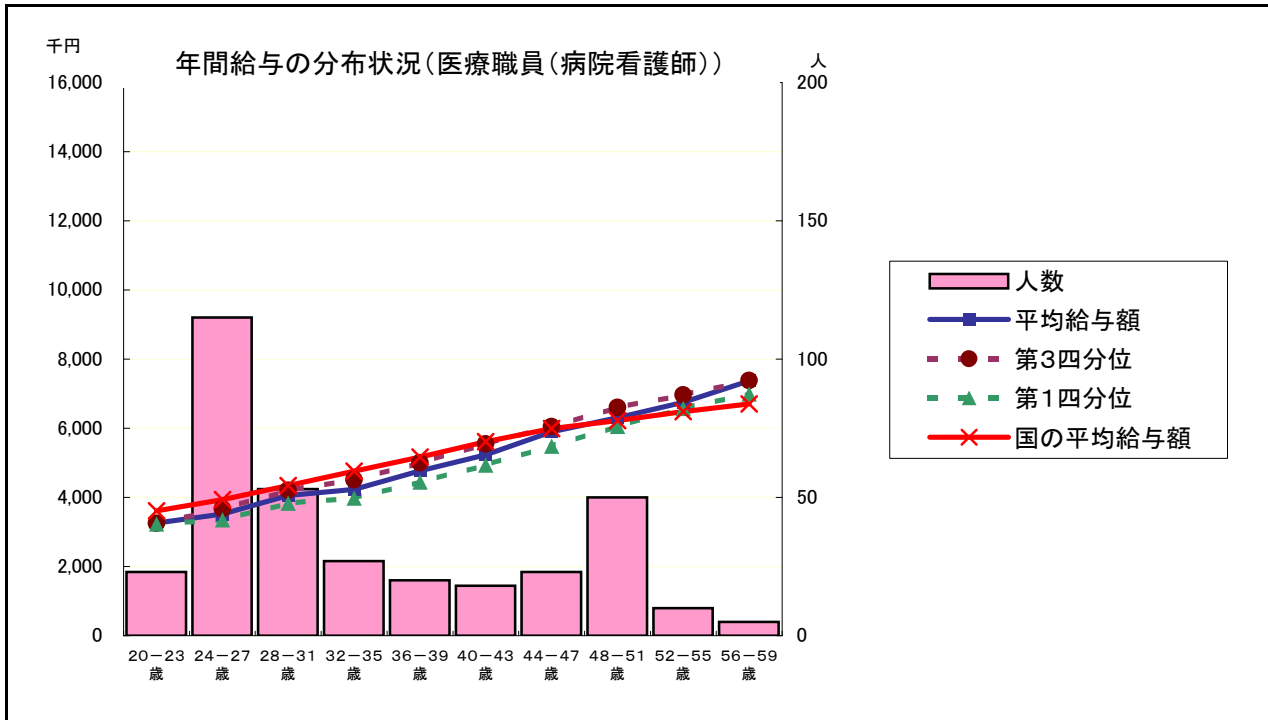
注: 1. 部長の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の平均額は表示していない。

2. 「課長」には, 課長相当職である「室長」を, 「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	175	56.1	9,647	10,214	10,877
准教授	133	46.3	7,679	8,189	8,793
講師	59	43.7	6,931	7,295	7,841
助教	107	40.9	6,026	6,393	6,856
助手	7	46.2	4,900	5,594	6,184



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	56.5	-	-	-
副看護部長	3	54.5	-	7,173	-
看護師長	25	51.3	6,577	6,716	6,962
副看護師長	50	46.7	5,849	5,962	6,364
看護師	265	30.4	3,415	3,988	4,325

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	254	該当者なし ()	該当者なし ()	該当者なし ()	1 (0.4%)	4 (1.6%)	15 (5.9%)	50 (19.7%)
年齢(最高～最低)					}	56 } 48	59 } 51	59 } 46
所定内給与年額(最高～最低)					}	8,092 } 6,358	5,936 } 4,922	5,715 } 4,387
年間給与額(最高～最低)					}	10,592 } 8,452	7,878 } 6,764	7,563 } 6,014

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載してしない。

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	148 (58.3%)	32 (12.6%)	4 (1.6%)
年齢(最高～最低)	59 } 35	54 } 27	31 } 24
所定内給与年額(最高～最低)	4,885 } 3,377	3,777 } 2,332	2,207 } 2,186
年間給与額(最高～最低)	6,626 } 4,610	4,948 } 3,121	2,956 } 2,926

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	481人	1人 (0.2%)	174人 (36.2%)	133人 (27.7%)	59人 (12.3%)	108人 (22.5%)	6人 (1.2%)
年齢(最高 ～最低)			64歳 } 43歳	64歳 } 32歳	64歳 } 29歳	64歳 } 29歳	55歳 } 33歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			9,597千円 } 5,596千円	7,265千円 } 4,265千円	6,607千円 } 3,883千円	5,796千円 } 3,238千円	4,560千円 } 3,267千円
年間給与 額(最高～ 最低)			13,380千円 } 7,868千円	9,928千円 } 5,840千円	8,782千円 } 5,367千円	7,538千円 } 4,387千円	6,184千円 } 4,376千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載してしない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	291人	該当者なし ()%	1人 (0.3%)	3人 (0.9%)	25人 (7.3%)	50人 (14.5%)	265人 (77.0%)	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)				57歳 } 52歳	58歳 } 42歳	58歳 } 30歳	54歳 } 22歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)				5,328千円 } 4,893千円	5,391千円 } 3,839千円	4,999千円 } 3,029千円	4,567千円 } 2,303千円	
年間給与 額(最高～ 最低)				7,376千円 } 6,797千円	7,391千円 } 5,343千円	6,746千円 } 4,058千円	6,242千円 } 3,081千円	

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載してしない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.6%	67.5%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.4%	32.5%	34.3%
	最高～最低	42.7～32.8%	42.4～29.0%	42.5～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	68.5%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0%	31.5%	33.6%
	最高～最低	42.4～30.4%	37.7～26.6%	38.9～30.0%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	68.1%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2%	31.9%	34.0%
	最高～最低	38.3～33.4%	34.1～29.4%	36.0～31.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	68.7%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	31.3%	33.3%
	最高～最低	38.3～32.9%	37.4～28.6%	37.5～30.8%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.6%	68.0%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.4%	32.0%	34.1%
	最高～最低	42.4～33.0%	38.0～28.3%	38.1～31.0%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.0

対他の国立大学法人等

95.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.4

対他の国立大学法人等

97.8

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 81.0		
	参考	地域勘案	87.3
		学歴勘案	81.6
		地域・学歴勘案	87.2
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.2% (国からの財政支出額 11,487百万円, 支出予算の総額 27,891百万円 :平成21年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成21年度の対国家公務員の比較指数は81.0であり、給与水準は適切なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めるものとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 94.4		
	参考	地域勘案	96.9
		学歴勘案	93.6
		地域・学歴勘案	96.1
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.2% (国からの財政支出額 11,487百万円, 支出予算の総額 27,891百万円 :平成21年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成21年度の対国家公務員の比較指数は94.4であり、給与水準は適切なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めるものとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.1

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職俸給表(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度) 千円	前年度 (平成20年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	9,499,240	9,492,222	7,018	(0.1)	△ 565,970	(△ 5.6)
退職手当支給額 (B)	1,224,362	757,252	467,110	(61.7)	551,084	(81.9)
非常勤役職員等給与 (C)	2,581,353	2,282,652	298,701	(13.1)	1,365,000	(112.2)
福利厚生費 (D)	1,402,406	1,423,018	△ 20,612	(△ 1.5)	8,608	(0.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	14,707,361	13,955,144	752,217	(5.4)	1,358,722	(10.2)

- 注: 1. 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
2. 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「最広義人件費」(前年度比5.4%)

退職者数増による「退職手当支給額」の増額(前年度比61.7%)並びに外部資金等により雇用する職員数の増加

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	10,353,002	9,903,846	9,656,280	9,492,222	9,499,240
人件費削減率 (%)		△ 4.3	△ 6.7	△ 8.3	△ 8.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.3	△ 7.4	△ 9.0	△ 6.5

注: 1. 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

2. 基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。